## 県道久米島一周線 (イーフ地区) の早期整備を求める意見書

県道久米島一周線(イーフ地区)は、町民の生活路線のみならず、観光及び水産業、海洋深層水等の島内産業における幹線道路として重要な役割を担っており、その必要性と重要性が認められ事業採択され、総延長1540mの区間を平成29年度から令和4年度の6ヵ年で整備する計画で平成29年度より事業が開始された。

しかしながら令和3年度より突然、事業が中断し今日に至るまで再開されず、丸2年に渡り整備は進んでいない状況である。

当該区間については、日常における地域住民の生活道としての通行のほか、児童・生徒の通学、地域周辺の宿泊施設や飲食店舗等を利用する観光客等、多様な利用形態があり、利用者からは、事業実施の期待が非常に大きい。

しかしながら、事業が中断した整備の進まない現状に多くの不安と不満の声が寄せられている。

また、当該区間については、経年により凹凸した車道面改修と幅員の狭い歩道の拡幅整備も計画されており、整備の遅れは通行者の安心・安全・快適性が損なわれる大変危険な状態の放置である。

この状況が続くことは、町民をはじめとした利用者に大きな不安を与えるとともに、リスクの高い道路環境であることは言うまでもない。

県道久米島一周線(イーフ地区)は既に事業採択され、用地確保もなされる等、事業実施 に特段の課題もない区間である。

長期間続く事業の中断は、町民の暮らしや島内産業へ大きな負担と多大な影響を及ぼすものであり、到底看過できるものではない。

よって、沖縄県においては、県道久米島一周線(イーフ地区)の早期整備に向け早急に事業を再開するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月7日

沖縄県久米島町議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県議会議長